

平成25年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年12月13日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第4 意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
意見書案第3号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書
日程第5 報告第1号 例月現金出納検査報告について
日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

日程第5 報告第1号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(18名)

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第4 意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
意見書案第3号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局	長	益塚	敏
書	記	山崎	直文
書	記	鷺見	良子
書	記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	佐々木雅之君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	扇谷茂幸君
市民部長	中村勝己君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	高橋光男君
建設水道部長	長内和明君
教育部長	鈴木邦輝君
市立総合病院事務部長	松島佳寿夫君
市立大学事務局長	鹿野裕二君
営業戦略室長	常本史之君
上下水道室長	斎藤一彦君
会計室長	山崎真理子君
監査委員	手間本剛君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 大石 健二 議員

7番 植松 正一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

生活保護基準引き下げの影響について外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大きい項目1点目、生活保護基準引き下げの影響について伺います。ことし8月から生活保護基準の引き下げが行われました。今回の削減は、1950年に現行の生活保護制度となってから前例のない規模と言われ、3年間で約670億円の削減に及ぶと言われております。全国各地で引き下げ反対の不服審査請求が出されているところであります。特に引き下げ幅が大きいのが子供のいる世帯です。基準引き下げは、生活保護制度利用者ばかりではなく、非課税世帯の住民税の限度額にも影響が出るなど、利用していない人たちにも影響は大です。介護保険料、高額療養費の限度額、保育料や最低賃金などにも影響があります。就学援助については、以前の質問で影響の出ないようにしたいとの答弁がありましたが、その考えに変わりはないでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。1つ目に、基準引き下げによる名寄市の事業への影響について伺います。事業数、全事業の利用者数、影響者数に

ついてお知らせください。

2つ目に、生活保護制度利用者への影響はどうなっているでしょうか。扶助費の削減額についてお知らせください。

3つ目に、申請状況についてお伺いします。去る11月7日の参議院厚生労働委員会で、生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が審議入りした中で、日本共産党の小池晃議員の質問で明らかになった親族の援助が保護受給の要件であるかのように誤解されかねない内容となっている書類を送りつけ、申請を断念させていたことについて、この通知書や調査書などの書類は民間会社が作成し、10月末現在で全国の519の自治体が利用していたことが明らかになりました。そこで、名寄市の対応についてお伺いをします。

大きい項目2つ目、介護保険制度の見直しによる影響について伺います。厚労省は、11月27日、社会保障審議会介護保険部会で介護保険制度の見直し案を示しました。全国約150万人が利用する要支援者向けサービスを訪問、通所介護は市町村が行う事業に移すとしています。事業費には上限を設けるなど、厳しく利用の抑え込みを進めようとしています。特別養護老人ホームの入所については、要介護3以上に限定する一方、認知症の人を抱える家族らの批判を受けて、特養以外の生活が著しく困難な場合は例外として入所を認める方針に転換しています。制度発足以来1割となっていた介護保険の利用料については、介護費用が増大し続けているとして、一定の所得がある人は2割負担に引き上げることを提起しています。まさしく保険あってサービスなし、公的保険としての存在意義が問われる事態となっています。介護の社会化化といって介護保険制度をスタートさせました。ところが、今は本人と家族による自助を基本に共助で補い、最後に公助で対応。発足時と全く逆の方向に進み、社会保障そのものが解体という状況です。厚労省の予定どおりに進めば、2015年度から実施となる見通しです。

そこで、伺います。1つ目に、介護サービス利用者への影響はどうなっているのでしょうか。軽度といっても認知症の初期症状や体の不自由さ、疾病などさまざまな生活の困難を抱えている中で、ヘルパーなどの専門家の援助を受けることで何とか在宅での生活を維持しているのです。特に認知症の人は、初期に専門的なケアがなければ急速に悪化する場合があります。まさに命綱であり、それが取り上げられたら重度化、重症化、地域の破綻をも招きかねません。

2つ目に、介護サービス利用者への対応はどうなっているのでしょうか。不安が広がっています。周知、また支援をどうしていくのか、具体的に親切にお知らせしていくことが必要だと思います。

3つ目に、介護労働者への影響について伺います。介護サービス利用者が介護保険サービスから外されることになり、多くの介護事業所の経営を直撃することになります。事業としての展開がなくなるのではないのでしょうか。介護事業者の倒産、そこで働く介護労働者の失業が懸念されます。介護労働者の離職を促し、利用者から必要な介護を奪うのではないかと危惧されるところであります。

大きい項目3つ目、食教育の充実に向けて伺います。人間として豊かに育てる可能性を持つ学校給食を通じた食教育について伺います。2008年、54年ぶりに学校給食法第2条、学校給食の目標が改正されました。この中では、給食の食材は自然に育まれた食材を使用し、生産者や調理従事者の労働によって安全でおいしい給食となり、健康的な食事や伝統的な食文化について学び、理解を深めるものでなくてはならないとしています。まさに食の教科書、教材として学校給食を活用するということが求められていると思います。

そこで、伺います。1点目、食育の現状についてお知らせください。第2次名寄市食育推進計画が本年3月まとめられています。平成20年につくられた名寄市食育推進計画、なよろっ子食育プラン、その結果、食育に対する関心が高まり、地

産地消などの取り組みも着実に進展している一方、食生活におけるアンバランス化や欠食、中食の増加などの傾向も見られる状況にあるとあります。早寝早起き朝御飯、子供の生活習慣病の状況、また給食残滓の状況等お知らせをいただきたいと思えます。

2つ目に、栄養教諭の配置増について伺います。現在センター方式でいうと1,500人以下で1人、1,500人から6,000人で2名の栄養教諭が配置基準となっています。現在名寄市では、2名の栄養教諭が市内14の小中学校を巡回し、各学年ごとに食教育を行っておられますが、肥満や偏食などの食の指導を行うには配置増が望まれるところです。お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

3つ目に、安心、安全な給食を求めるところであります。地産地消、そして地場産品の積極的な活用に取り組み、安心、安全な給食を提供していただいているところではありますが、さらなる安心、安全な給食への取り組みについて伺いたいと思えます。今大きな問題になっているTPPでは、食の安全、ポストハーベストや農薬、また牛肉のBSE検査等が危惧されているところあります。また、福島第一原発では、別の排水溝から国の基準を超える放射能汚染水が直接海洋に流出している可能性があるということが先日11日までにわかりました。食材への放射能汚染の影響が危惧されます。安心、安全な給食を望むところですが、お考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） おはようございます。川村議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2は私から、大項目3は教育部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1の生活保護基準引き下げの影響について、小項目1、引き下げによる名寄市の事業への影響について申し上げます。本市における生活保護の生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける事業について、内部調査に基づき現時点において判明した事業数は40件、利用者数は延べでおおむね1万8,089人を把握しておりますが、平成26年度以降の非課税限度額が決定されていないため、その影響を受ける延べ人数については把握することが困難と考えております。なお、本市の平成25年度の住民税非課税世帯数はおおむね4,400世帯であります。

政府では、生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に生じる影響についてはできる限りその影響が及ばないようにするため、去る2月5日に全閣僚で対応方針を確認されたところであります。就学援助費支給事業、除雪サービス事業及び市営住宅家賃減免については、前年度の生活保護基準を用いて算定しており、今年度については引き下げ前の基準を用いておりますので、影響はありませんが、平成26年度については平成25年度の生活保護基準を用いるため、影響を受ける方が出ることとも考えられることから、不利益をこうむらないように引き続き平成24年度の基準を用いてまいりたいと考えております。

また、介護保険料の段階区分や保育料の減免に係る階層区分や高額介護サービス費などについては、平成25年度の住民税非課税限度額による非課税世帯等を参照としているため、影響はありませんが、平成26年度の税制改正については年末の税制改正大綱で決定されますので、政府として他の制度への影響を避ける方針を確認していることから、基本的な方針を踏まえて閣議決定が行われるものと期待をしております。また、一部報道によりますと、本年4月の消費税増税を考慮し、平成26年度も非課税限度額を据え置くとの報道がなされております。

なお、各地方自治体においても改めて政府の対

応方針の趣旨を理解し、適切に判断、対応するように、去る9月3日付で厚生労働事務次官通知が発出されたところでありますので、本市におきましても引き続き適切な対応を検討してまいります。

次に、小項目2の生活保護制度利用者への影響についてお答えします。本年8月1日から生活保護費のうち、食費や光熱費など日常生活の費用に充てる生活扶助の基準額が引き下げられましたが、平成25年度の基準生活費はおおむね見直し前の基準生活費の3分の2と見直し後の基準生活費の3分の1を合計した額となり、世帯内の年齢構成や稼働世帯については毎月の収入額の変化により変動はございますが、名寄市全体の生活保護受給世帯の影響については約1.6%程度の引き下げと考えております。また、子供のいる世帯について、その影響額を計算したところ、40代の母と就学前の子供の2人世帯では月額約1,300円、30代の母と中学生、小学生の子供の3人世帯では月額約4,600円、30代の母と中学生2人の3人世帯では月額約4,800円、40代の母と高校生、中学生、小学生の子供の4人世帯では月額約5,500円の引き下げ額となっており、教育扶助の引き下げはありませんが、世帯人員の多い世帯に引き下げの影響が多く見られる状況となっております。

次に、小項目3の申請状況についてお答えします。本市の生活保護の相談体制につきましては、担当課に専門の生活保護相談員を配置し、相談員とケースワーカーの2人体制で相談に対応しております。相談に当たりましては、相談の内容を丁寧にお伺いしますが、離婚を考えているが、養育費の請求や児童扶養手当の手続きはどうしたらいいのか、家族をずっと家で介護してきたが、この先が不安であるなど、現在は生活困窮な状態ではなく、直ちに生活保護の申請意思がない場合などさまざまな相談があります。そのような方には、関係部署と連携しながら、生活全般の総合的な総合窓口として他方他施策の活用についての助言等を

させていただきながら、不安や悩みの解決に当たっております。

また、相談の内容が生活困窮等による場合には、生活保護の制度や申請の権利について説明し、その上で保護申請の意思を確認し、申請の意思を示された方にはその場で申請書を交付させていただいております。

なお、相談室のテーブルの上には申請書を常時配備しております。

本年の生活保護の開始状況につきましては、11月末日現在で19件となっており、主な開始の理由といたしまして預貯金等の減少による方が9件、定年に伴う失業の方が3件、その他理由による方が7件となっております。また、去る11月7日の参議院厚生労働委員会において一部生活保護システムによる扶養義務に対する照会文書において、生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現となっているとの御指摘があり、本市においても同一の生活保護システムを使用しており、システムの基本様式が不適切な表現となっていたため、厚生労働省の指示を受け、直ちに表現を改めたところであります。今後も生活保護行政の執行に当たりましては、相談の内容を丁寧にお聞きし、その方の不安を解決するために相談内容を的確に判断し、生活保護の申請意思を示された方には直ちに申請書を交付し、必要な調査を行い、保護の要否判定の上、必要な方に対し確実に保護を実施するように生活保護制度の適正な執行を図ってまいります。

次に、大項目2の介護保険制度の見直しによる影響について、小項目1の介護サービス利用者への影響について申し上げます。今般の介護保険制度の見直しにつきましては、政府の社会保障制度改革国民会議の報告を受けて、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において介護保険法の改正に向けたさまざまな議論が行われており、12月20日開催予定の第54回介護保険部会におい

て介護保険制度の見直しに関する意見案についての取りまとめが行われる予定であります。厚労省は、当初要支援の予防給付全てを市町村事業に移行するとしておりましたが、当初案を修正し、予防給付のうち訪問介護と通所介護だけを地域支援事業の新しい総合事業に移行させることが検討されております。

名寄市における10月末の要支援認定者数は、要支援1が285人、要支援2が146人で、合わせて431人となっている状況であります。そのうち訪問介護利用者が73人、通所介護利用者が91人、訪問介護と通所介護の両方を利用している方が27人、合わせますと191人の方が利用しており、要支援認定者の44%を占めている状況にあります。移行に当たってのサービスの単価は、市町村が決定することになり、サービスを利用する方の自己負担も一定の枠組みに沿った上で市町村が設定することになりますので、現時点では自己負担についても未定ではありますが、本市においては現在利用しているサービス事業所の変更などもなく、引き続き利用していただけるよう検討してまいります。

また、厚労省は当初特別養護老人ホームの新規入所を要介護3以上の方に限定する方針でしたが、当初案を修正し、やむを得ない事情がある場合は特例として要介護1、2の方も入所を認める方針で検討されております。厚労省が示したやむを得ない事情としては、1つには認知症で常時の見守りが必要、1つには知的障害、精神障害を伴い、地域生活が困難、1つには家族のサポートが期待できない、1つには家族による虐待が深刻の4つであり、市町村が関与し、施設ごとの入所判定委員会を経て特例的に入所を認めるものであります。さらに、既に入所している方が改正法施行後に要介護1、2になった場合、また改正法施行後に要介護3以上で新規入所した方が要介護1、2になり、特例要件に該当する場合には、継続入所できることが検討されております。この内

容で介護保険法の改正が行われた場合には、施設入所者への影響は少ないものと考えております。

さらに、介護サービスの利用者負担につきましては、これまで一律1割負担でありましたが、一定以上の所得のある方に限り2割負担をしていただく必要があるとして検討されております。社会保障審議会介護保険部会の素案では、一定以上所得者の具体的水準として、厚労省が示した合計所得金額160万円以上または170万円以上の2案のほか、部会の委員から複数の意見が提出され、素案にも示されているところです。厚労省案が実施された場合、本市では本年4月1日時点の65歳以上の第1号被保険者で推計しますと、合計所得金額が160万円以上となった場合は11.5%の方が対象となり、そのうち現在介護認定を受けている方が9.6%、同じく170万円以上となった場合は10%の方が対象となり、そのうち現在要介護認定を受けている方の9.6%に影響があるものと考えられます。

次に、小項目2の介護サービス利用者への対応について申し上げます。今回の介護保険制度の見直しにつきましては、来年の通常国会に改正法案が提出されるものと考えておりますが、要支援1、2の方の訪問介護、通所介護の利用が市町村が行う新しい総合事業に移行することになりますが、移行時期につきましては平成26年度に策定する第6期介護保険事業計画に基づき、市町村の選択により平成29年度から全ての市町村において新しい総合事業を実施することが予定されております。新しい総合事業に移行される方への周知につきましては、準備期間も十分にありますので、対象となる利用者に対し担当のケアマネージャーよりその他の制度改正を含め説明を行うとともに、広報、ホームページ等や各種福祉関係団体の会合等での説明などを通じて周知を行い、利用者及び市民の皆さんに混乱が生じることのないように対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、小項目3の介護労働者への影響につい

て申し上げます。介護報酬の見直しにつきましては、3年に1度の介護保険事業計画の開始初年度にあわせて実施されております。平成26年度については計画年次の途中ですが、消費税の引き上げが実施されることに伴い、現在社会保障審議会介護給付費分科会等で議論が行われているところです。なお、制度改正に伴う介護報酬の改定につきましては、同分科会において今後議論が行われるものと考えており、まだ詳細は示されておませんが、地域支援事業のサービスの単価設定については市町村が決定することで議論が進められておりますので、一部介護予防事業が地域支援事業に移行されましても、当面は現サービス提供事業所を利用していただけるよう検討するなど、介護サービス事業所への影響も十分考慮して、今後決定される介護保険制度の介護報酬などを参考に単価設定を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、食教育の充実に向けてをお答えさせていただきます。

まず、小項目1、食育の現状についてお答えをいたします。近年食生活を取り巻く社会環境が大きく変化をし、食生活の多様化が進む中、幼児期からの朝食の欠食、小中学生の1人で食事をする個食、思春期の痩せ、肥満など子供の食生活や健康状態において懸念される問題が増加をしております。名寄市におきましても基本的な生活習慣の確立の柱として、早寝早起き朝御飯を提唱しております。平成25年度の全国学力・学習状況調査の生活習慣にかかわる調査におきましても、小学校6年生と中学校3年生の傾向でありますけれども、朝食につきましては全国の状況と比べて小中ともやや低い状況にあります。また、就寝につきましては早寝の傾向、起床におきましては小学校のほうがやや早起きの傾向があるということになっております。また、ことし3月に制定をいたし

ました第2次名寄市食育推進計画の中の朝食の欠食状況では、小学生は学年が上がるにつれての増加の傾向となっており、全体の4%を占める結果が出ております。朝食の欠食は、単に朝食を食べないというだけではなく、就寝、起床、睡眠時間も含めました生活習慣全体に影響を及ぼすものであり、その改善のためには児童生徒の家庭との連携が欠かせないものとなっております。このように子供たちが将来にわたって健康に生活ができるよう、栄養や食事のとり方など正しい知識、望ましい食習慣を身につけさせることは極めて重要なことになってきております。

子供の生活習慣と肥満などにかかわる独自の調査については行ってはおりませんが、北海道教育委員会が実施しました平成23年度の公立学校児童生徒等の健康状態に関する調査では、内科検診などの所見ではありますけれども、肥満傾向の児童生徒は1%に満たない数字となっております。市内の各学校におきましては、栄養教諭を中心に教職員、学校給食センターと連携、調整を図りながら、児童生徒一人一人が健康で豊かな食生活、食習慣を身につけるよう食育の指導に努めております。また、学校農園の活動の中で、子供たち自身が農産物の生産、収穫などの農作業体験や食事づくりに取り組んだり、地域の生産者との交流などを通して、食に対する感謝の心を身につけております。さらに、保護者にとっても地産地消や食育の取り組みを知ることで、家庭での食生活のあり方を考え直すきっかけにもなっております。

また、給食センターでは、施設見学に訪れる児童に対しまして給食食材の納入から調理の状況、残食処理までのビデオ作成をし、上映をし、学校給食と食育についての理解を深めていただいております。給食の残滓、残食につきましては、給食献立におきましても残食の多いメニューについては減らすための創意工夫を行うことや献立の見直しを図るなどを行っております。平成24年度の主食の残食調査結果では、残食率は9.5%と前年

度の12.8%と比べ低くなっている状況であります。今後も栄養教諭が行う市内小中学校における栄養、食育指導、マナー等食に関する指導をより一層充実するよう努めてまいります。

次に、小項目2、栄養教諭の配置増についてであります。名寄市では、平成20年4月より学校栄養教諭制度を導入をし、名寄小学校と風連中央小学校を在籍校として2名の栄養教諭を配置しております。また、学校給食センターの業務も兼務をしており、1日交代で在職校及び学校給食センターに勤務するという体制となっております。栄養教諭の配置数につきましては、国の法律と道費負担教職員定数配置基準によりまして、児童生徒数が1,501人以上から6,000人以下は2人となっております。名寄市では今年度の児童生徒数が2,137人であることから、基準に準じた配置数となっております。また、給食センターでは臨時栄養士を2名配置をしており、一般給食及びアレルギー給食のそれぞれの業務を担当しております。これによりまして学校栄養教諭が学校行事または食育指導等で不在になることがあっても給食センター業務である給食調理、衛生管理等を対応しており、栄養教諭が食育指導に専念できる体制をつくっております。今後も栄養教諭による計画的かつ継続的な食に関する指導を各学校と連携を図りながら進めてまいります。

小項目3、安心、安全な給食についてでございます。学校給食センターでは、名寄の豊かな地場産食材を積極的に活用し、地域との連携を図りながら安全、安心な学校給食を提供をしております。地場食材の使用率につきましては、平成24年で67.2%となっております。食材の選定につきましては、食品添加物を使わない食材や国内産食材を使用するなど、安心、安全な給食の提供に努めております。また、福島原発事故の影響によりまして食材の放射能汚染に関しましては、細心の注意を払いながら使用しているのが現状となっております。特にこれから迎えます野菜の端境期には、

関東、東北地方での野菜を使用せざるを得ない状況がありますが、購入時には産地、生産者を確認し、また本年度からはこれらの地域のJAなどで独自に行っております放射能自主検査情報をインターネット等で確認をし、また直接電話で問い合わせするなどして、食品の放射能検査情報を的確に把握をしながら、安全な食材の納入に努めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、生活保護基準引き下げの影響についてであります。報告では、基準引き下げによる名寄市の事業の影響数約40件というようなことでありまして、またこの全事業の利用者数が1万8,000人を超えている状況にあると。大きな影響があるというふうに受けとめています。この中で今御答弁いただいた中では、就学援助であったり、市営住宅の利用者さん、また除雪の部分も24年度の基準を用いていくというふうなことの御答弁でしたので、安心はしながらも、しかし先ほど厚労省から引き下げに伴う通達があったということで、適切に対応するというようなお話でしたけれども、その適切な中身がさっぱり具体的にないというふうに私は思うのです。今下げていく中で、24年度の基準を用いていくけれども、この基準がいつ変わるかしろれないという不安もさらにあるのかなというふうに思っていますが、その点についてお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） このたびの生活保護の引き下げにおきましては、生活扶助基準の見直しとして3年をかけて実施されるということになっておりますが、政府では物価等勘案、最終民間消費支出なども勘案しながら、毎年度国民の消費動向や消費経済情勢を総合的に勘案して、予

算編成過程において翌年度の基準額を検討していくということでありまして、3年かけて減額していくということにはなっていますが、毎年毎年その経済状況で判断していくということもございまして、その辺の状況も見きわめながら、平成27年度以降につきましては本市の経済状況も確認しながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 3年をかけてということでありまして。ただ、先ほどの御答弁いただきました現在生活扶助を利用されている方、また母子家庭の方々の実例を挙げていただいて、影響額いただきました。月多いところ2,000円から5,000円というような、1カ月にこれだけというのはやはり子育て中の方々にとっては非常に大きい影響になってきているかなというふうに思っています。今回引き下げの理由として、今おっしゃったように経済動向、デフレで物価が下がっているからだということが理由の一つになってはいますけれども、大きな家電類ですと下がるはいるかもしれませんが、日常生活における中の物価は下がってはいません。上がっているというふうに思います。私たち北海道でいえば、灯油、ガソリン、上がっています。生活保護基準以下で暮らしている方が生活保護を受けられないでいる、こうした方々の捕捉率といいますか、こういった方が多い中で、やはり世論も使ったパッシングが行われてこの基準が引き下げになったのだというふうに私は思っているのですが、しかし生活保護を制度を利用している方々ばかりではなくて、先ほど報告があったように、ほぼ全ての市民の方々にも影響を及ぼしているということら辺では非常に危惧するところでありまして、また市の経済状況も見ながらという、今部長のお話もありました。そういったところら辺に大きくかかわってくるのかなというふうに思っているのです。生活保護世帯の方々、扶助費のほぼ全てが消費に回るわけです

から、地域経済への影響も大きいというふうに考えるのですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 生活保護費の基準額は、国民の最低生活費、ナショナルミニマムでありますので、例えば最低賃金は法律で生活保護との整合性を図ると決められておりますが、それ以下ではだめだということではありますが、ことしの最低賃金改定でも北海道は生活保護の道内平均741円よりも7円も安いというような状態があります。また、それにより最賃が最低生活費、生活保護費の水準を下回る逆転現象が全国で唯一解消されていない地域ということも認識しております。それらにより、働いても貧困な状態があるということもあります。いわゆるワーキングプア、年収200万円以下の方、非正規労働者の方が多いというような状況、またひとり親家庭の増加と、あと働く方の、親の所得の減少による子供の総体的貧困率が15.7%、6人に1人の子供が貧困な家庭に育っておられるというような状況も認識しております。また、さらには年金、児童扶養手当の特例水準の解消と、あとマクロ経済スライドの実質のスタートがされたということによる収入の減少もあることも認識させていただいております。日本の生活保護の捕捉率につきましては、これはちょっとニッセイ基礎研究所のレポートによりますと、厚生労働省が07年の国民生活基礎調査をもとに2010年に算出した捕捉率は32.1%ということで、一説には20%ぐらいではないかという試算もありますが、諸外国に比べると極めて低いものと認識しております。捕捉率の低さは、日本の国民性ですとか、例えば勤勉性や自助努力の精神をあらわしているものとは思いますが、真に生活困窮に陥った場合には憲法が保障する当然の権利であるという国民的な合意形成を進めていくということも必要ではないかと考えております。今臨時国会で成立をいたしました生活困窮者自立

支援法の詳細はまだ承知はしておりませんが、国会審議等を見ておりますとワンストップ型の総合窓口が設置されまして、この自立支援の実行が困難になったときは生活保護への移行を促すことができるということでもありますので、水際作戦と捉えるのではなくて、生活保護にアクセスをできる窓口が1つふえたと考えることもできるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、生活困窮者からの御相談を受けた場合にはきめ細かな対応をさせていただきながら、必要な方に確実に保護を実施してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃったように、やっぱり憲法に保障されている生活を維持するということです。生活保護法第1条では、憲法第25条の理念に基づいて、国が国民に最低限度の生活を保障するとしているわけで、今回の基準の引き下げ、今御報告があったように政府の統計でも3割ぐらいたということでもありますので、捕捉率を上げることが必要でありますし、今回の基準の引き下げは国民生活の最低生活基準として生活保護のあるべき姿が問われているのではないかというふうに思っています。

そこで、捕捉率を上げていかなければならないというふうに思うのですが、申請の問題です。この間私も何回も相談に来られた方々へ申請書を渡していただきたいというふうに申し上げてきたところではありますが、先日参議院の厚生労働委員会で明らかになった書類、親族の扶養が保護の要件でないことの説明が一切ない中で、親族が援助しなければ申請者が保護を受けられないかのような誤認を導く内容となってこの保護申請をした方々の親族に文書が送られていたということでもあります。こういったことなのですけれども、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるという生活保護法の規定は、扶養を保護の前提とするものではなく、親族が援助を拒んでも保護の判断には影響

しない。仕送りなどがあれば、その分を収入と認定して保護費を減額するという意味だということですが、間違いありませんでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げましたが、11月7日の参議院の厚生労働委員会におきまして、御党の小池晃議員の御指摘によりまして全国の3分の1の自治体で使用しております生活保護システムの扶養義務調査の文書が生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現が使われていたものでありまして、本市におきましても同じシステムを使用していたため、厚生労働省の指示を受け、11月12日付で改善を行ったところであります。なお、これにより申請を取り下げたり、受給を辞退したりするケースはないものと考えております。

原因といたしましては、システムの基本様式の確認作業が不足していたものと考えております。直ちにシステムの他の様式についても点検を行いまして、ほかに不相当と思われるものはございませんでした。また、生活保護の手引やしおりにはこのような表現はなされておられません。そのことを確認しております。今後は、様式など十分な点検を行いまして、より慎重な事務の執行を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 適切な対応をしていただきたいというふうに思います。このことで申請を断念した方がいないと思っているというふうなお話がありましたけれども、非常に不愉快な思いをしているという話を私は聞いていますので、ぜひその部分内部で検討していただき、先ほど申請者にはすぐ申請書をお渡ししてというふうな必要な対応をしていきたいというふうなことでしたので、本当に親切な対応を望むところであります。先ほど部長からお話があったように、今回12月

6日に生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が衆議院本会議で可決成立いたしました。最低限度の生活を保障する法律を衆参合わせてわずか十数時間の審議で改悪してしまったわけですが、今の文書がありましたけれども、この法案の先取りだったのではないかというふうに私は思っていますし、今回決められた、先ほどは新たなアクセスする道がふえたというふうなことでしたけれども、窓口での申請拒否や親族への扶養を強制することだと。それを強化するものになると。やっぱり水際作戦と言わなければならないことを指摘し、本当に相談に来られた方々への対応、十分に心して行っていただきたいと、そのことを求めたいと思います。

次に、介護保険制度の問題です。先ほど中身についてもいろいろ御報告をいただきました。今この案が示されているという状況ですので、これから法案ができて出されていくわけですが、その前に介護サービスを受けている方々、また高齢になってそろそろ認定してもらおうかなと思っている方々にとっては、介護保険のサービスを受けることができないのではないかというような不安が広がっているわけです。先ほど周知徹底していきたいということでした。このサービス利用の実績を見せていただく中でも包括支援センターへの相談、1,282件のうち802件が申請も含めて介護や福祉サービスについての相談になっています。非常に不安であるし、この制度の中身もわかりづらいということだというふうに思うのです。それがさらにまたわかりづらい。保険料は払っているけれども、どこからサービスを受けられるのか、私はどのサービスを受けることができるのか、非常に不安が広がっているところでもありますので、ぜひこの点を親切丁寧にしていただきたいというふうに思っています。

それから、時間がなくなりましたので、この部分はお願いをしておくところなのですが、あと今回自治体の事業へ移していく。そして、NPOや

ボランティアの活用を狙っているということです。この辺については私は非常に危惧をしています。きのこの介護労働者に関する御答弁の中で、介護ボランティアやサポーター養成講座を行っている。今後も進めるというお話でしたけれども、養成講座を行っていくのはいいかというふうには思うのですが、しかしボランティアの方々に今国が進めようとしている担わせるということ、専門家の代替や公的介護保険サービスの代替を求めること自体私は間違っているというふうに思います。訪問介護を担う訪問ヘルパーさんが行う援助、単なる家事の代行ではなくて、やっぱり利用者の方々と関係を築きながら生活援助を行う。そして、心身の状況や生活環境に応じて働きかけて生活への意欲を引き出す専門職だということでもあります。ですから、ボランティアとは違うという、この辺のあたりについてのお考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員から御指摘がございましたように、本当に介護の研修を積んだスキルを持ったホームヘルパー等がその方の状態に応じた処遇、サービスを提供していくということは必要かと考えておりますし、またボランティアを養成するといったしましてもそれぞれ市町村格差が広がっていく可能性もございますので、本市といたしましては先ほども申し上げましたけれども、当面は平成29年から移行されるということでございますので、その間にボランティアのより一層の技術の習得等を図りまして、またさらには移行時におきましては現サービス事業所を利用させていただきなから、弾力的な対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 実は、ちょっと調べたら、介護保険部会の中で厚生労働省自身が住民の互助活動による生活支援サービスや見守り活動は十分とは言えないと述べています。訪問介護やデ

イサービスにかわって要支援者の地域生活を支え得る地域資源が整っていないことを認めているわけです。ですから、今おっしゃったように地域間の格差も非常に生まれてくるだろうというふうに思いますし、現在のサービスを維持しようと思うと、自治体にも大きな負担がのしかかってくるということだというふうに思います。厚労省は財源確保しているかのように言っていますが、しかし事業費には上限を設けるというようなことで利用の押さえ込みを進めていますので、やはりこうした中では自治体としても大変な御苦勞をしていかなければならないし、もちろん介護保険制度を利用する、また介護している家族の方々も大変だということでもあります。

そこで、市長をお願いをしたいというふうに思うのですが、私は介護難民つくってはならないというふうに思っています。次々の負担増に対して市民の命と暮らしを守るという防波堤になっていただく。そのことが何より強く求められます。社会保障確保のための要請をほかの要請とあわせて強く国に求めていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国の財政状況に関しては、私が申し上げるまでもなく皆さん御承知のとおりでありまして、もう未曾有の非常に厳しい状況だと。これは、まさに入りと出のバランスが全くなっていないということであって、今いかに入りをふやしていくか、あるいは出を制していくのかという改革の最中だと。その中で介護保険も含めて、今社会保障の大改革の最中だということでありまして、その中で当然社会保障あるいは介護制度もより効率的あるいは地域の実情に合った効果的な改革をしていくということは、これは方向としてはそのとおりなのだろうというふうに思っています。そのことを踏まえて、この間も全国市長会、北海道市長会、これらで介護保険制度の会計についての提言は行ってきていまして、北海道市

長会では本年11月に平成25年度の秋季重点要請事項ということで、介護保険制度の円滑な運営についてを初めとする20項目、これを本道選出国會議員、中央省庁に対して、いわゆる北海道特有の積雪寒冷地における訪問事業の長距離移動の問題、あるいは山間へき地における人材受け皿確保の問題について対応を要請してきております。全国市長会においても平成26年度国の施策及び予算に関する介護保険制度に関する重点提言50項目を全国市長会で決議をして、11月25日に全国會議員、関係省庁へ要請をしてきたところでございます。先ほど来の12月20日に最終取りまとめが行われる予定となっております介護保険制度の見直しに関する意見、これの会議の中でも市長会でも積極的に発言をしているということで、先ほどありましたように要支援者の予防給付市町村事業の移行の当初案が修正をされて、より地域のさまざまな実態に応じた新しい総合事業になるということに変更されているでありますとか、先ほどの特養の新規入所の案件のやむを得ない事情を対象とする措置等々の緩和もこうした市長会等の提言が通ってきてこのような形で修正をされてきているというふうに承知をしています。これからもぜひそれぞれの地域の実情に合った制度となるようにしっかりと目配りをし、要請をしてまいりたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今市長のほうから御答弁いただきましたけれども、やはりこの間最初に案が示されたものから随分変わってきています。それは、やっぱり国民の声であったり、市長も参加の全国市長会の要望であったり、こういった中で変わってきているのだというふうに思います。最終的に本当に国民、住民のための介護保険制度になるような要請をさらに強めていただくことをお願いしたいと思います。

最後に、食教育に向けて再度御質問をさせてい

ただきたいと思います。栄養教諭の配置増の件であります。第2次名寄市食育推進計画の教育現場での推進方向の中では、先ほど部長の答弁がありましたように学校では栄養教諭を中心に教職員と学校給食センターの連携、調整を図りながら児童生徒一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけられるよう給食指導を行い、また保健だより、給食だよりを活用した栄養指導、地域の食文化に親しむための料理教室を実践し、食べ物の安全性や食事バランスの大切さを学び、健康に関する正しい知識を深めますとあり、その実践に積極的に取り組んでいただいているというふうに思います。配置基準では、6,001人以上で3名の栄養教諭というふうになっているのですが、配置基準の中で単独校、自校方式でやられているところであれば550人以上の学校で1人、549人以下の学校で4校に1人という基準になっています。小規模校が多い名寄市です。全体の人数だけではない判断も必要かというふうに思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思いますのと、もう一つ、先ほど給食だよりのお話もしました。給食だよりとともに毎月いただきたいむという情報が発行されています。旬の食材や時期に合った食の話題など情報の提供が行われているのですが、保護者ばかりでなく多くの市民の皆さんにもぜひ見ていただきたいと私は思っています。これホームページで見ることができるのですが、残念なのが当月分だけなのです。ですから、これ毎月毎月積み重ねていただきたいなというふうに思います。12月では風邪を引いたとき何を食べればいいのかというような、こんな情報もあり、11月では御飯が一番、こんな状況になっていますので、このホームページでの情報公開についてのお考えもあわせてお聞かせをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、栄養教諭の配置のことでございますが、議員御指摘のとおり自

校方式の学校給食のあり方につきましては2名よりも多く配置できるという基準がございますが、名寄市におきましては共同調理場方式、いわゆるセンター方式を採用しておりますので、その基準に沿いましての配置となっていることを御理解いただきたいと思います。また、名寄には小規模校等も多い状況ですけれども、今後適正配置計画の中でどのような配置計画になるかはわかりません。いずれにしても、栄養教諭が学校の先生方と家庭と協力をして、きちとした食教育指導をやっていきたいということは考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、いただきたいむについてでございますけれども、これにつきましては議員御指摘のとおりホームページで当月分については見られるようになっておりますけれども、残念ながら毎月書きかえをする関係で、バックナンバーというのですか、それが見られないような状況になっております。これについては、食教育もしくは食育の大変すばらしい情報が載っておりますので、バックナンバーも掲載できるように担当のほうと協議をしまして、改善をしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

今後の名寄市の行方と市民の声外2件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） おはようございます。通告順に従い、順次御質問申し上げたいと思います。

大きな1点目、今後の名寄市の行方と市民の声について、1つに加藤市政の評価と住みよい名寄市の展望についてであります。先日加藤市長は次期名寄市長選挙出馬について市議会の場を通じて市民に明らかにしました。この間の3年8カ月、執行者として市政を担当しての自己評価を求めるとともに、今後の市内外の情勢を踏まえた名寄市の展望と課題についてお聞かせをいただきたいと

思います。

2つ目に、市長等の役割と責任についてであります。今任期中の主要な政策、事務事業等の実行において執行者として各種条例等に基づき誠実に対応し、かつ公平で公正な行政の役割と責任をどのように果たしてきたのか、その過程の中では市民の不信、不満の声も多々伝わってきます。答弁を求めたいと思います。

3点目には、行財政改革と市民満足度についてであります。行財政改革が進み、財政健全化指数など数値的にはその改善方向に向かいつつあり、一定の評価もできます。しかし、それが必ずしも市民全体から見て行政に対する信頼性が強まり、かつ満足度が高まっているとは言えないという市民の声もございます。どのように認識をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

4点目には、今後の総合計画のあり方についてであります。近年先進自治体では国の財政的情勢の見通しの不安や首長の任期である4年との整合性を図るとともに、総合計画に連動する財政に関する条例も制定し、かつ基本計画を柱にした実施計画も情報公開しながら、真の住民自治を目指しております。名寄市の今後のありようについての答弁を求めたいと思います。

5点目は、地域自治区の前進と名寄市自治基本条例についてであります。現在名寄市は自治基本条例に基づき行政主導のまちづくりから住民自治を目指す過程にあり、自治の原点である町内会や市民の側にもまだ克服しなければならない課題もございます。しかし、先進自治体を見る限りでは、その過程で地域のことは地域で決めるための制度や予算の配置等行政として具体的な形を提示しながら、その役割、責任も果たしているところでもあります。それに比較して名寄市の対応は、消極的かつスピード感が感じられない相を持っております。能動的な対応を求めたいと思います。

大きな2つ目、特定秘密保護法と市民生活、活動への影響についてであります。安倍総理大臣

の趣味でもあります日本を取り戻すの一つでありました特定秘密保護法案が自民党、公明党の暴挙により12月6日、強行採決をされました。私一地方議員ではありますが、市民の声を代弁し、怒りと不安と大いなるきな臭さを覚え、断固この場をかりて抗議をしたいと思えます。市長におかれましては、3万市民を預かる市長としてその見識と今後地方自治体との関係や市民生活、活動にも影響するものと考えますが、その認識、見識を問いたいというふうに思えます。

大きな3点目、最後になりますが、幌延への核廃棄物の持ち込みについてであります。現在幌延町で行われている深地層処分研究施設の工事は、北海道、幌延町、今の原子力機構による3者の協定が2000年10月に締結をされ、そのとき北海道の核抜き条例制定とあわせて現在に至っております。そして、20年間の研究終了後は直ちに地下施設を埋め戻すことになっております。しかし、安倍政権は原発再稼働、原発の輸出、核廃棄物の地層処分の動きを強める中で、来年にも処分候補地を全国100カ所指定し、札束で懐柔をしようとしております。食料基地北北海道に位置する名寄市としての現状認識ととるべきその対応をお聞きをしたいと思えます。

以上申し上げて、この場における質問を終わりたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 熊谷議員から大項目で3点にわたっての御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2、3は総務部長から答弁をさせていただきます。

まず、大項目1の今後の名寄市の行方と市民の声について申し上げます。まず、この間の市政運営の自己評価と将来展望、課題についてというお話でございました。平成22年4月、市長就任以来、この間議会を初め多くの皆様に支えられ、その責務を果たすことができたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。

さて、市政を担当しての自己評価ということでありますが、民間出身の青年市長として発想や行動力を生かしたセールスにより本市の財産である地域資源の情報発信に努め、南相馬市や台湾との新たな交流、新たな可能性が生まれたのを初め、今和食が世界的に注目を集める中でマスターソムリエである高野豊さんを通じ本市のモチ米が伝統手法による日本酒やみりんを使用されるなどブランド化の推進につながっているほか、西田敏行氏らの観光大使への任命、有森裕子さんのひまわりまちづくり大使への任命など著名人とのつながりは本市のPRはもとより市民らによるひまわりリレーランの開催など新たな取り組みを生むこととなりました。また、住民が主役であるとの観点から、市民サービスの向上や職員の適正化や職員提案の導入、杉並区等への職員派遣を初めとする人材育成など行財政改革にも努めてきたところでございます。

また、私が行政運営の中心に据える総合計画の進捗状況であります。前期計画では当初196事業の計画に対し252の事業を実施、後期計画においても当初は169事業に対して平成25年度までに174事業を実施するなどローリングによる見直しにより当初計画を上回る状況でございます。

公約としていた取り組みについては、行政総合案内所の設置によるきめ細かな市民対応を初め安心の暮らしに欠かせない市立総合病院の充実、食肉センター改修による畜産経営の安定化と障害者5名を含む19名の雇用の創出、玄米ばら集出荷施設への支援や有害鳥獣焼却施設の整備などを通じた基幹産業農業の振興のほか、南の玄関口である道の駅には年間40万人が訪れ、本市の観光振興と地場産品の売り上げに貢献をしており、市立天文台は観光資源としての注目も高まり、開館以来約5万6,000人が訪れているほか、野外施設等を生かしたイベント開催等により交流人口の獲得にも努めてまいりました。また、1,700人が

駐屯すると言われ、地域づくりに欠かすことのできない陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持、基礎自治体の持続と発展に必要な措置等については国や道に対して市長会、関係市町村、団体等と連携をし、精力的に提言、要望等に取り組んできたところでありまして、健全財政を堅持をする中でさまざまな取り組みを進めてまいったところでございます。振り返りますと、まだ道半ばの取り組みもありますが、この間の取り組みを通じ、市民満足度の向上や地域の活性化、さらには市民との協働の推進に一定の成果を残せたものと考えております。

また、本市の展望と課題については、地方自治体も厳しい地域間競争にさらされる中、本市の展望は市民の財産である地域資源の有効活用、そして市内外への情報発信にあると考えております。そのためには、官民が一体となり地域の知恵を結集をして地域振興に取り組むことが必要であり、そのシステムづくりと国の制度やニーズなどの一層の情報収集が課題であると考えております。

次に、公平、公正な行政の役割と責任についてでございます。市政運営においては、公平、公正であることが大前提であり、この間も常にその精神に基づき全力で取り組んでまいりました。その推進に当たっては、本市のまちづくりのルールを定めた名寄市自治基本条例により広報を初めホームページやフェイスブック、コミュニティーFMなどの通信媒体を通じ、またアンケート調査の実施や審議会、意見交換会の開催のほか、パブリックコメントなどの実施を通じて市民への積極的な情報提供と市民参加に努めてきたところであります。しかしながら、地方自治体においては市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスに努める一方で、最大公約数での選択あるいは財源、規制など一定の条件下での選択を迫られる場面も少なくはなく、必ずしも全ての市民の皆さんに全ての場面で御満足いただける状況にはなっていないと認識しておりますが、その都度議会を初め市民の皆さんと協議をして意見を交わしながら、最善

の方策を選択してきたと信じておりまして、市民との協働により公平、公正なまちづくりを推進してきたと確信をするものであります。

次に、財政健全化と市民満足度について申し上げます。財政健全化については、平成24年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率はともにゼロで、実質公債費比率は13.1%、将来負担比率は59.5%と行財政改革等の効果より改善傾向にあり、今後における一層の少子高齢化と人口減少への対応や合併算定がえの終了など将来に備えた基金残高も合計で61億7,000万円に達しております。

さて、財政健全化の一方で、市民からの信頼や市民満足度に対する認識についてであります。市長就任以来さきに開催をしたまちづくり懇談会を初め各種会議等での議論やイベント等への参加、さらには日々の業務などを通じて各階層の方々からさまざまな御意見、御提言あるいは苦言なども含めてお伺いする機会があり、これらの声を真摯に受けとめて公平、公正の立場から明るく元気なまちづくりに向けて取り組んできたところであります。その成果のあらわれの一つが住みよさランキングにおける道内ランク1位といったところに結びついていると考えているところです。その要因は、対象都市790団体ございますが、病床数、介護老人施設の定員数、出生数による安心度が全国24位、小売業年間販売額及び大型小売店舗面積による利便性が69位、公共下水道、合併浄化槽普及率、都市公園面積、転入、転出人口比率、新築住宅着工数などの快適度が122位と。これらが上位にありまして、第三者機関が市民満足度を支える本市の暮らし、環境について客観的なデータをもとに定量的に高い評価を受けたことに大いなる意義があるというふうに受けとめております。しかしながら、市民の価値観が多様化し、住民ニーズが複雑化する中、また国、道、市町村が役割分担のもとに連携をしながら進められる行政システムと歳入の多くを国に求める本市の財政構

造の中では、必ずしも全ての市民の皆さんがひとしく満足いただける状況にはないと認識しておりますが、今後とも常に市民一人一人が主役であるといった観点に立ち、職員ともども市民満足度の向上を目指し、さらなる努力を積み重ねてまいり所存でありますので、議員各位を初め市民の皆様のお協力をお願いを申し上げます。

次に、今後の総合計画のあり方についてでございます。平成23年の地方自治法改正に伴い、総合計画策定は法による義務づけから自治体の判断に委ねられることになりました。本市においては、平成21年度、これに先立ち名寄市自治基本条例を制定をし、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画の策定を義務とし、現在に至っているところであります。

さて、こうした流れの中で御質問がありましたように、総合計画の形態にも変化があらわれてきていると認識をしております。その象徴的なあらわれが計画期間を4年とし、市町村長任期との整合性を図るといったものであり、社会経済情勢の変化が急な時代の中で柔軟に対応しやすいこと、あるいは公約と行政運営とが連携しやすい点にあるというふうに思われる一方で、期間が短く環境変化等の影響等を強く受けるため、計画としての安定性に欠けるといった危惧もされるところでもあります。また、実施計画の公開については本市においても毎年総合計画推進市民委員会でローリングをお示しをし、意見をいただいているほか、決定後は市のホームページに掲載をして情報公開に努めているところでございます。

総合計画の推進を支える財政に関する条例については、平成21年に施行となった地方公共団体の財政の健全化に関する法律による新たな健全化判断指標に基づく財政規律の確立のもとに、地域独自の判断指標を盛り込んだ財政運営基本条例として制定をしている自治体もございます。これらの自治体における財政運営においては、財政にお

ける基本理念、情報の共有あるいは情報の公開、事業や使用料、負担金、また補助金等の定期的な見直し、中期財政計画の策定など既存の財政運営の原則を条例で制度化をしております。また、市民が主体的に財政にかかわる機会を確保することを目的として制定をされております。課題としては、条例により財政規律を過度に重視することで弾力的な財政出動が難しくなり、必要な事業を見送る可能性あるいは社会情勢に的確に対応できない事態が想定をされております。名寄市の財政運営では、既に同様な手法で財政規律を確保しながら進めておりますが、市民がより主体的に財政にかかわるあり方について先行する市の条例、制度の研究も進めてまいります。いずれにいたしましても、今後の総合計画のあり方については第2次総合計画の策定作業において本市に適した総合計画のあるべき姿を議会を初め市民の皆さんと十分議論をする必要があると考えております。

次に、地域自治区の前進と自治基本条例についてでございます。本市では、地域自治区を展望する組織として平成20年度から小学校区を基本とした地域連絡協議会が設置をされ、現在は8組織が清掃活動や防災活動、交流事業やイベントなどに取り組んでいる状況でございます。地域連絡協議会は、自治基本条例が目指す市民が主体のまちづくりの中心を担う主要な組織の一つと考えており、その形態は学校を中心とする地縁の結びつきによるコミュニティに当たります。自治基本条例では、市民及び市は地域特性を踏まえ、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならないと規定をされており、またその設立の経過を踏まえて市では協議会の自主性を尊重しながら支援を行ってきたところでありますが、本年度は発足当時より支援をしている交付金の見直しも行い、使途の自由度を高めたほか、上限額も変更したところであります。また、代表者会議を開催をして市からの情報提供と地域相互の情報交換を行い、参加した代表者から継続した取り組みが求められ

たところでもあります。今後における市の対応についてであります。協議会の自主性を尊重しながら、先ほど申し上げた代表者会議の継続した開催による情報の提供、情報公開や市交付金を初めとする支援策を積極的にPRするなど活動の助長を図るため、対応を強化をしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目2と大項目3についてお答えをいたします。

まず、特定秘密保護法と市民生活への影響についてであります。特定秘密保護法は衆議院では11月26日、参議院では12月6日にそれぞれ可決成立をしております。この法案は、我が国の安全保障に関する情報のうち、防衛、外交、スパイ活動などの特定有害活動の防止、テロ防止の4分野23項目を特定秘密として指定をし、その漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としている法案であります。政府に秘密の範囲を恣意的に定められ、国民の知る権利や報道の自由が侵害されてしまうのではないかと不安から、一部報道機関や日弁連などさまざまな団体からもこの法案に反対する声が出されております。大量破壊兵器や国際テロ活動などに適切に対処するためには、外国との情報の共有と我が国の情報管理が万全であることが前提となりまして、秘密保全に関する体制の整備が必要であることは認識しているところであります。しかし、現時点では国民の知る権利や取材や行動の自由などに対する具体的な対応が十分示されているとは言いがたく、またこの地方における対応や影響も見えておりません。今後国では、この法律施行におけるさまざまな補完がなされるものと認識しております。今後ともこの推移を注視し、行政や市民生活への影響を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、幌延への核廃棄物持ち込みについてであります。報道によりますと御指摘のとおり経済

産業省では高レベル放射性廃棄物の最終処分場候補地選定作業について国主導で適地を選ぶ方式にすることとし、最終処分場に適した地域を全国100カ所程度指定をし、年内にまとめるエネルギー基本計画に盛り込む方針とされております。また、幌延深地層研究センターにつきましては、当該センターの地下施設に関し国が検討している2カ所の深地層研究施設の統廃合について、幌延存続を直接働きかけるため、幌延町長と幌延町議会議長が文部科学省を訪問するとのも新聞報道にも接しております。幌延深地層研究センターにつきましては、3者協議におきまして1つとして放射性物質を持ち込むこと、使用することはないこと、2つとしまして研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すこと、3つとしまして研究実施区域は将来とも放射性廃棄物の最終処分場並びに中間貯蔵施設を設置することはないことなどが確認をされておきまして、現状私どもはこの協定が全てとの認識を持っております。本市の基幹産業は農業であり、食の安全に係る環境保全は常に重要な問題でありますことから、今後とも核廃棄物等に係る問題についての情報収集を進め、間違いのない対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 来春出馬表明をした割には、市長の話は長かったけれども、余り新鮮味が感じられませんでした。加藤市長自身民間出身で、社長として有能な経験を持っておりますけれども、新たな世界に入りながら、4年近く首長在任をされて、特に聞きたいことは自治法上の担当事務だとか日常的にも首長の役割、責任、大きさについては随分その重さを自覚をされて執行に当たってきたものと思います。ただ、権限、役割が大きいだけに、またいろいろやりがいだとか苦労の反面、一つ一つの政策や事業の執行に当たった結果責任みたいなもの、当然うまくいかない

場合には求められているし、自覚もされてきたのではないかと思います。この4年弱、いろいろこれから指摘をする事業等の関係でおわびだとか反省はあっても、結果責任が形に見えるようなものというのはそう伝わってこなかったと思うのですが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 首長の責任ということで、余り行政を知らない中でこの世界に入ってきて、日に日にその重さを痛切に感じながら、あるいは民主主義といいますか、そうした意味での首長の決断というのは当然しっかりとした手順を踏んで出されるべきだということを改めて痛感をしまして、この間も先ほど来申しましたとおりさまざまな場面を通じてそうしたさまざまな決断に当たっては市民の皆さん、あるいは議会の皆さんに議会を通じて逐一お話をしながら、しっかりと事に当たってきたというふうに、理解を得ているというふうに私としては考えております。その後の決断の結果については、当然これは市民の皆さんが事ある場面で、あるいは選挙において判断をしていただくということになるのだろうというふうに思っていて、それぞれ、それぞれの場面においてさまざまな手続のそご等に関してはその場、その場でおわびをしたりとかということとはしてきましたけれども、私としてはこの間至らない部分はあったかもしれませんが、しっかりと対話を通じていろんな決断をしてきたものというふうに判断をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 相変わらずおわびとか反省は私どももよくするのですけれども、結果責任みたいの、今社会全体が政治家も含めてバッジ外せば済むのか、今も選挙違反の問題でいろいろ話題になっていたり、鉄道の問題でも社会的な事件が発生していますけれども、首長というのはまさに名寄市の最大権力者であり、権力があるだ

けに自治基本条例の中では役割、責任は明記されていますけれども、どのような一つ一つの失敗だとか、失敗や失点、失政というのは必ずつきものなのですが、目に見えるような結果責任みたいのをとることによって、やっぱり加藤市長、よく本当に緊張感持って公平、公正に頑張っているなという信頼感もまたそこに高まるゆえんでもあるかなという感じがしております。ちょっと権力、責任の割には結果責任みたいのは余り見えるようなことはなかったなという感じがしております。

少し具体的なことで、4年弱私も主要な事業、政策の関係でちょっと振りかえらせていただきながら、また具体的なものを求めていきたいので、最大権力者ですから、利害にかかわる団体や市民も含めて余り耳の痛い話は市長には伝わらない、あるいは大きな批判というのは出ないのかもしれませんが、きのう川口議員のやりとりを聞いて、ひまわりだの煮込みジギスカンの、あるいは他の関係でも率直に市民の声をお伝えになった川口議員の姿勢に私も学ぶものがあつたなという感じがして、日常的にたくさんそういうことがまた市長の耳にどんどん、どんどん入って、全市内的な雰囲気というのはどういふものなのかというところあたりが伝わればもう少しまた変化も出るかもしれませんが、1つ先般私どもの植松議員が取り上げました公設民営の最たる名寄の魚菜市場の関係をお尋ねしますが、条例の10条で職員という項がありまして、市場に場長ほか必要な職員を置くということになっていまして、今年度当初予算で特別会計全体のうちの4,500万円のうち、やや952万円ほど人件費を計上して、過去からずっとそうですけれども、この公設民営の職員の役割というのはどのように定められているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 公設民営ということで、この間市場の運営をさせていただいております、予算で位置づけしておりますのは特別会計という

ことで位置づけされていることは議員承知のことだというふうに思っておりますけれども、基本的に収益の上がるものについてはその収益をもってその事業に充てるというのが特別会計の中でありまして、そういう面で市場会計については特別会計の中で運営をさせていただいているということでもあります。

さらに、今御指摘のございました職員の配置であります。これは場長は当該職員をもって充てるということでございまして、この職員の役割については、かつては競りを行っているときに適正に競りが行われているか等々の監督等々を行ってきたということでもありますけれども、現行ではそれぞれの市場運営がスムーズにいつているかということで、常駐はしておりませんが、その都度連絡をとり合いながら市場運営に努めてきたということでございますので、その点については申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 規則の第46条には、報告及び改善措置の申し入れというのがございまして、市長が必要があるときには市場関係事業者と話をしながら、その業務だとか財産もしくは資料、帳簿の検査もできるというふうになっておりまして、今回132名ですか、生産者に2,500万円ほど迷惑。市の発表にももう銀行からの情報を直前に聞いただけにしかわからなかったと、こういう話で、今後の問題については買い受け人の皆さんにいろいろ汗をかいていただいて、できるだけ早く形が見えそうだということで、それはそれとしてこれからの先の話は触れませんが、いわゆる名寄市の役割が担当は営業戦略室になるのですけれども、もっと当該の指定会社から1年も2年も前からそういう信号、シグナルみたいのは出ていることに気がついていなかったのかどうか、改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 市長からの見解ということでお尋ねありますけれども、市長から指示を受けて私のほうで対応させたということもございますので、私からお答えさせてもらってもよろしいでしょうか。

この間さきの使用料の減免の折にそれぞれ経営改善計画を立てていただけてまいりました。ただ、株主総会の日程で御案内をいただいて、計数的なものについてはその都度株主総会での関係書面については目にしていたところでもあります。大変厳しい経営を余儀なくされているなということについては認識をさせていただきましたし、さらには銀行さんから資金調達ということもありますので、その点についてはそれぞれ銀行さんからも内々的に情報をいただいてまいりました。ただ、私どもとしては株式会社、丸鱈さんの経営ということで社長を含めて経営厳しい中でそれぞれの経営改善あるいは経営の立て直しも含めて、ぜひ会社内部でしっかりと議論していただきたいということで、そこは私のほうからも出向いてお話をさせていただいた経緯がございます。ただ、残念ながら結果としては残念な結果に終わったわけではありますが、これまで市場が果たしてきた役割というのは本当に大なものがございます。そこは熊谷議員御承知のことだというふうに思いますが、そういう面では何とか丸鱈さんにも立て直しをしていただきたいという気持ちで、それなりをお願いをしてきたということでございますので、それについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市長、冒頭私言ったようにやっぱり結果責任というのは、営業戦略室が担当ではあるのだけれども、市長直属というふうに言われる特別な営業戦略室なのですけれども、指定会社は最終的には債権処理も含めて12月26日にやられていることで、それはほとんどの責任はそこにあるのだというふうに思いますが、公

設民営の一方の側の役割責任が全くそういう情報もつかみ切れていない、指導もし切れていないというところあたりは、大変地域の皆さんに迷惑をかけたか、買い受け人の皆さんに今一生懸命汗をかいていただいたということでは、まさに小さい、大きいは別にしても結果責任は残ると思うのですけれども、どうお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 久保副市長からもありましたとおり、当然市としては市場に職員も置いているということでありまして、この施設が市民の皆さんにとって有効に当初の目的を果たすために、いわゆる市場が安定的に安心ができる食料をしっかりと市民の皆さんに供給できているのかというところでの監視というか、指導ということだというふうに思います。その中で経営そのものの中身に対しての責任というのは、やはりここは株式会社というところでの一定の線は引かなければならないということだと思えます。当然この間指導もしてきたということで、その指導が足りないのではないかというふうに言われればそれはそうかもしれませんけれども、一方で経営とそのたな子と経営者の関係と申しますか、そこは一線を画してしっかりとさせていただいたということでありまして、その部分に関して、そこはその結果責任ということがどういう意味かちょっとわかりませんが、大変今回のことに対しては残念なことでありますけれども、それに尽きるということでありまして、それに対して債権者の皆さんに対してどう責任をとるかということには、我々としてはそこまでの責任はないというふうに判断をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私も所管常任委員会に一時席を置きましたけれども、使用料減免のときにも随分私どもの議員からも使用料だけの問題ではなくて会社経営全体についてどのような状態になっているのかという指摘があったり、今市役

所も体制変わりましたして前任の時代からいろいろ資金状態や運転資金の課題認識がほとんどなかったのではないかと思います。営業戦略室、本当によく頑張っております。それは、もう市長のいろんな指示もあって、イベントやら、ひまわりやら、本当に東京にも出かけなければならぬ、あれもこれもという中で、これも本来業務の一つですよ、条例、規則に定められた。そこにかかわり切れなかったというのは、やっぱり人事配置の問題やら監督責任は残るのです。

また、これ一旦ここに置いておきまして、次のことを聞きますけれども、よろいな、公正、公平という問題でいくと先ほど市長は公平、公正にも努めてきたと。しかし、財政に限りがあって最大公約数でいろいろ答えも出さなければならぬという、その御苦勞は十分わかります。この間よろいな建設、あるいはもう既に順調に今使われてはいるようではありますが、西條さんに一旦売った用地の駐車場としての整備費含めて五千数百万円かけて買い取らなければならぬ。その前段にも駐車場は狭いのではないかという指摘があって、お答えがあったのは南広場を活用するとかいろいろという話で、根本的な設計変更に対応した対応というのは答えを出さないまま、3者協定が事実上不履行状態で結論を出さなければならぬということについてのいろんな不満もございました。それだけ今までも議論をしてきましたけれども、会議所さんが入る、会議所ばかりではありませんけれども。これから言うことを誤解を受けてもあれですけれども、私も先般新会頭さんの就任祝にも行ってきましたし、若い長谷川副会頭ということで、大いなる商業振興やまちの発展にも期待をかける人たちだというふうに思っておりますけれども、それはそれとして過去の政策、事業の関係でいくと、余りにも会議所さんに優遇というか、なれ合いというか、そういう過程がなかったのかどうか。公平、公正という視点でいくと、まだ多くの市民の中には疑義が残っていますが、市長、今どのよ

うに感じていますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 駅横の複合交通、今よろ一と言いますけれども、含めた民間事業者と行政との協働の開発ということで、この間さまざまな紆余曲折がありまして、いろいろと当初の民間事業者が描いていた計画が二転三転して、それはやはり経済状況の問題もあったということでありまして、そのことも含めて計画も逐次見直し、変更していかざるを得ない状況であったと。このことは、市民会館が建てかえをして、それぞれまた新しい機能として新たに2つの場所に移って機能を分化させていくと。そうしたことも含めて、よりその時期、時期に計画が紆余曲折ありながらもタイムリーな施策を打ってきたものというふうに私たちは自負してしまして、これは市民の皆さん、議会の皆さんにもその都度逐一我々はしっかりと真摯に御説明をし、御報告を申し上げて結論を出してきたというふうに思っています、ということでございます。

商工会議所の件にしてもお話のとおりだと、今のとおりでありまして、当然ある意味では公的な機関でありますから、そこに対して一定の行政としての仕事もお願いをしながらという立場でもございます。その中でも当然商工会議所独自の機能も持っていていただいているということも鑑みて、さまざまな御提案もさせていただき、これもしっかりと議論をさせていただいて結論を得たものというふうに私は思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） その都度議会や市民の皆さんにも説明をされてきたということで、私どもも前に進めなければならぬという意識もあるから、議会では数字上の問題は賛成はするのです、予算の関係は。しかし、それで全てオーケーですということではないのです。3者協定不履行状態と私あえて使っているのですけれども、甲乙丙、丙が会議所さん、中に入りながら市と民間会社と

つなぎながら、中心街の活性化やまちのにぎわいを取り戻すためにという役割がありながらも、残念なことにそう見られていないなという不平や文句があるから、今も残るのです。新体制になったから、大きく変わるという期待は私も持っているのですけれども、非常に小さい話ですけれども、冷房問題ありますよね。会議所さんで冷房を設置してくれと、私のところだけ。それを受けた市の職員のほうもそのまま私どもや市民に一旦説明したことがありまして、その感覚がもうわからない。施設全体を冷房にしてくれとか、あるいは同時に名寄市の公共施設も全部いろいろ優先順位をつけてやるという前提の提案ならまだ理解もできるけれども、やっぱり周りがよく見えていないのではないかということなのです。あの問題以来、新年度も学校関係もいろいろ冷房施設を含めて整備をされるという予定もあるようですけれども、改めて聞きますけれども、今2,300万円という負担金はいただいたけれども、バス会社の29平米に相当する家賃、減免、2分の1をされているようですけれども、それと同様に扱った場合、会議所さんの入居料というのは仮にいただくとすればどのぐらいになるか、そのどのぐらいか押さえていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 入居料の関係につきまして、ただいま手持ちの資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをしたいというふうに思います。大変申しわけないです。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私も既に担当のほうから入居契約書……もういいよ。部長、いいのだ。入居契約書いただいているから、数字は押さえているのです。

それで、担任事務なのです、要するに市長の。それで、入居契約書をして実質的には実費毎月10万円前後の光熱水費その他含めていただいて、それは当たり前の話です。家賃は無料で、実費入

ると。これをやっぱり担当事務ということではなくて市民にわかるように、公平、公正ということを考えれば公益財団法人としての一定の役割も会議所のほうで明記をされて、準公共的な、総合的な商業経済団体だという、もう理解できるのです。そうしたら、バス会社に5割、半分減免するのなら8割減免するとか、要するにわかるようにしっかりして入居契約をすることのほうが、いやいや最後は100%に相当すると、そういう公共的な役割。仮にそうであってもしっかり見えるような市民説明があってしかるべきで、なぜこの議論があえて蒸し返しで出るかとなると、市長の主な後援団体がほとんどそこにおられるということがあるから、また市民の中に煙が出るのです。市長、どうですか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) たくさん入居しておりますけれども、私の後援団体だけでないというふうには認識しています。それぞれ商工会議所の持っている公的な、今まさにお話あった立場のとおりでの公共的な担い手、そして経済の担い手としての役割を鑑みての今回の判断であると。また、バス事業者も民間団体とはいいいながらも公共的な役割も担っていただいているということでの減免措置をさせていただいたということは、説明はこの間もさまざまな場面でさせていただいているというふうには思っていますし、改めて説明が足りないということであれば、それは本当に申しわけございませんでしたということでしたけれども、その事例に関しては全く誰を優遇するとか、そういうことではなくて、公平、公正な判断に基づいた今回の決断だったというふうには考えておりまして、ぜひ御理解をいただきたい。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) まだ任期4カ月ほどございますから、市民ホールの関係についてもさまざまな課題はずっと残ったまま実施に動き出していますから、時間の関係で二つ三つとふやすわ

けにもいきませんけれども、改めて一つ一つの政策、事業の失点、失政、不祥事とまではいかぬけれども、公平、公正に欠けるようなことをおさらいをしていただいて、一定のけじめが市民に見えるような形があったほうがより加藤市政の信頼感が強まるような気がいたしまして、いま一度課題としてお預けをしておきたいと思いますが、いかが考えますか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) これからももちろんでありまして、今後とも公正、公平な判断にしっかりと努めて市政を運営していくということでございます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 大きな権限イコールいろいろ順調にいかないときには結果責任も伴うのだということについての自覚を強く求めておきたいと思いますが、次に進めます。

行革、行財政改革と市民満足度の関係ですけれども、財政健全化法の持つ意味というのは、私の認識では法律に基づいていますけれども、究極的にはこれは夕張問題を含めた極端に財政状態が悪くなった場合の警告を意味するものだというふうに思っていますが、そういう認識でよろしいですか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) よろしいかと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) それで、お答えもさっき答弁をいただいたのですが、この健全化法そのものは多治見市のことを頭に置きながら市長も恐らく先ほど答弁したのではないかと思います。これは条例の関係です。かなり現行法のままでいけば、市民の皆さんも名寄は絶対安全だなという感覚ではなくて、実際のやっぱり個別事情を反映するような、名寄市で独自の財政指標とか基準を持つことが非常により市民が財政のことについて理解ができることになるのかなと思えますが、先

進自治体の例は幾つかありましたけれども、基本的なところの押さえだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんがけれども、そうしたことも含めてぜひ研究していきたいと。あわせてまちづくり懇談会等でも毎回財政の問題に対しては丁寧に説明しているわけでありましてけれども、こうした機会をもっともっとふやして、市民の皆さんにも財政のことをしっかりと理解をしていただいで、みずからがそうした主体的に判断していただけるようにさらに我々も工夫、努力をしていかなければならないなということは思っておりますので、ぜひやっていきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 財政全般は、仕組みも含めていつも町連の主催でまちづくり懇談会やっておりますが、市が言うことはいつも合併算定がえで何ぼ少なくなります、国の交付税動向もまだ状況わかりません、政権が云々というようなことで、防波堤を張りながら説明をするわけで、ばふらっと市民もわかるということはあるのですが、今全体に言ったようなことや何かでも具体的にはやっぱり名寄的な財政指標、基準を条例で定めることによって、より財政的な住民自治の感覚が伝わる。家庭に置きかえた場合にどうかということと比較をするようなわかりやすい説明がもっともっと求められているのかなという感じがして、今の市民説明ですとほぼ役所的な尺度を念頭に置きながら、専門的なことも含めて説明されますから、よくわからないのです。いっそそれは先進事例の例であって名寄的にということはないでしょうけれども、話かえますけれども、今回はあえて市長が露出をして答弁を一生懸命していただいでいますが、佐々木副市長、一回ぐらいお答えをいただきたいのですけれども、骨格予算になるということで、恐らくは骨格だけを詰めた仕事のやり

方をしていないと思いますが、市長選挙以降の政策的な予算というのはどのぐらい頭に置いておられるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今財政課のほうで、きのうかおとといの質問の中でも二百十七億円程度政策、それから骨格含めて過去の経験則からいうとその程度の規模になるのではないかと。ただ、具体的なことにつきましてはまだ査定全部終わっておりませんので、市長査定も終わっておりませんので、その段階については整理をして、この間地域経済の関係で急ぐものについては継続事業も含めてしっかり対応してまいりたいと思います。

それから、まちづくり懇談会でこの間住民の皆さん方に何を説明したかったのかということ、名寄市の財政が規模が合併して大きくなっても基本的には交付税に大きく依存しなければならないのだということで、財源超過、交付税に依存しない団体についてはほとんど自賄いでできるということも含めて、一定の財政規律をみずからつくることでもできるのではないかなというふうに思っています。そういう面では、市民の皆さん方から合併算定がえって本当に大変なのだねと。合併するときにはそういう話は聞いていなかったと。合併特例債が七十何億円使えて、基金が11億7,000万円という話は聞いたけれども、そういうふうに将来的に行政の効率化を求めなくてはならぬだなんて、そんなこともちょっとありましたので、それから熊谷議員おっしゃいました市独自の財政規律を定める条例等については、先ほど市長言いましたようにどれが望ましいのかについては検討してはまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 財政基準、新たな名寄市独自の基準や指数を設けるということは、答弁に市長はいろいろ環境変化、財政変化で柔軟に対応し切れないなんていうことを言っていましたけれども、いつまでもそういうことを言わないで、

状況変化があればあるなりにその段階でしっかり説明をして、その理由を理解をいただく。あるいは、市民の意見等しっかりそこで交換をすればいいわけでありまして、それがまた独自の指標を定めないという理屈にはならないと思うので、十分今副市長のお答えをいただいたわけなのですが、恐らくずっと黙っていて、副市長、市長一生懸命言ったことに、それからきのう、きょう、おとこの話を聞いて余り大風呂敷広げたような答弁しないほうがいいなというふうに向いていたのではないかなと思うのですけれども、そこは余談でありますけれども、次へ進めたいというふうに思います。

時間がないので、先に大きな2番目のほうに、特定秘密保護法、総務部長にお答えいただきなくて市長にお答えいただきますけれども、時間の関係で。ちょっと答弁ではいただけないのは、一部の意見というような言い方で日弁連だとか報道の関係を言っておりましたが、そういう認識ではいけないのではないかと思います。聞き間違えたかも……市長、この秘密保護法の問題についてもきょうから公布になったのです。1年後に施行ということで、私はまだまだこれから廃案を、凍結の動きやら、地方自治体やら、特に名寄市は基地を抱えているということからすると、住民にふだん交際をしている隊員の皆さんやOBの皆さんたくさんいますから、そういうところにまで何か気を使わなければならぬような息苦しい感じをかつての時代をしっかり知っている人は大変心配をしています。市長、ちょっと一部報道がとかという認識のままでよろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 多くの報道機関からもそうした報道があったというふうには思っています。国際社会で日本がいろんな役割を果たしていく意味での特定秘密保護法というのは、ある意味では必要な側面はあるというふうに認識していますけれども、特定秘密保護の特定秘密の中身が余りに

も曖昧だということは、報道等でしか接していませんけれども、これは私も同様の認識を持っていてまして、施行されたということでありまして、後の1年間でさまざまな議論をしっかりと注視をして、この地方における行政生活、市民生活の影響がどんなことにあるのかということをしつかりと見きわめさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 北海道新聞の北海道内の世論調査、政府与党の自民党、公明党の支持者ですら廃案、慎重派が自民党が79%、公明党内が91%。これは、やっぱり何を物語っているかという。安倍政権を支持はするけれども、それぞれの政党は指示するけれども、大変拙速でよくわけのわからない知る権利を奪うような、あるいはかつての治安維持法を想起をするようなこととダブることが解明されないまま強行採決だということなので、加藤市長、一流大学を出て勉強されていますから、やっぱり戦前、戦後の近代史をもう少ししっかりお勉強されて、名寄市民とともにこの問題について施行されるまでの間考えていただきたいと思うのですけれども、どのように答弁しますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然1月からの通常国会の中でもこの件に関してはいろんな議論がされていくというふうに思いますので、その議論をしっかりと注意深く見きわめさせていただいて、我々の行政、市民生活、自治体にどんな影響があるかというのを改めて注意深く見きわめさせていただきたい、このように思っています。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私どもの議会の中でも事前の幹事長会議の中でこれに反対をする意見書を予定をしていましたけれども、残念なことに一部会派の反対もあって実らなかったのですけれ

ども、これからも恐らくは、特に自衛隊の基地がございまして、本当に息苦しくなく自衛隊員の皆さんともおつき合いをスムーズにできるような、あるいはもっともっと知る権利、民主主義や基本的人権が大切にされるような運動は私自身も追求していきたいというふうに思いますので、あえて取り上げさせていただきましたので、市長のほうもより勉強されて課題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

13時から議員協議会を行いますので、ここで会議を休憩し、議員協議会終了後再開をいたします。

休憩 午前 0時04分

再開 午後 3時55分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、12月11日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○9番(佐藤 靖議員) それでは、議案第20号にかかわって何件か御質問をしたいと思いますけれども、今回54本ということですので、きのうまでいろいろ電卓をたたいて数値の精査をさせていただきましたけれども、合わない。それには、ここにも提案理由の説明の中にもありましたけれども、やはり改正内容は25年の現行云々で5%内で現行使用料などによって整えて求めるという。この整えるというものの普通にいえば今

の現行料のを1.05で割って、1.08を掛けると数値が出て、10円以下は切り捨てると新料金が出るというのが普通ですけれども、今回この整えてという方式を使っている。つまり1.05で割って数字が合わなかったら整えると。もとの料金に整えて、そこからまた数字を割り出すという2つの方式を使っていることで非常にわかりにくいのだと思うのですけれども、算出の方法の仕方としてそのやり方というのは正しいかどうか。正しくないことはないと思うのですけれども、物によってそれを使い分けるという手法が正しいかどうかを含めて、いま一度御説明をいただきたいのと第19条で名寄市民会館条例の一部改正というのをやっております。改正のためには、この別表を掲載して現行料金と新料金を掲載しているのですけれども、その中に食堂の使用料というのをまた今回も設定をしている。それを現行欄をそのまま生かして改正をしていますけれども、市民会館大ホール以外は楽屋的に部屋を使うというのは、それは理解をしますけれども、特に食堂というのはもう既になくなって久しい施設でありまして、それをそのまま今回の中で消費税を上乗せをしてその表を議決しろというのは非常に無理があるような気がしますけれども、この見解をお知らせをいただきたいと思います。

また、第22条の名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の一部改正及び第42条の名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正では、他条例との整合性及び市民の公平性を保つために利用料金の算出において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とするという一文が加えられておりますけれども、この文言を加えているという場所が、条文というのが利用にかかわる料金、これを括弧によって以下利用料金という、要するに文言説明をしている部分の後ろにこの利用料金の算出において10円未満の端数が生じた場合はそれをという表記を入れているのですけれども、これは他の条例と比べても文言

説明の後に料金の切り捨ての部分が入ってくるというのは整合性に欠けると思うのですが、ある意味では整合性に欠けている、不適切だというふうに思いますけれども、見解をお伺いしておきたいと思います。

また、名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の中では、児童生徒に4時間を超えるとき1時間につき25円という、ここが全く改正をしないということになっておりますけれども、これが議員協議会の中で副市長が御説明いただいた部分なのかもしれませんけれども、25円という数字が出てくるところはみんな今回は改定をしていないと。それが10円以下の端数がつくという解釈なのかわかりませんが、その見解をお知らせをいただきたいと思います。

さらに、第27条、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正で、備考の中で別表第2中手数料の額の欄を削るという表現がありますが、ここは何を書いているかという粗大ごみの取り扱いを書いている場所でありまして、粗大ごみは100センチ以下20キロ未満については処理券1枚、60キロ未満でしたか、忘れてしまった。それは処理券2枚という表現をされていますが、そのところは全く削るというふうになっていますけれども、それは料金改定に当たらないのかどうか見解をお知らせをいただきたいと思います。

最後に、第45条の名寄市都市公園条例の一部改正で、別表第3に記載されております競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの1平方メートル当たり25円、これは先ほど25円と同じ解釈だと思いますけれども、もう一方、水面1艇一月につき180円という消費税というか、使用料の表記がありますけれども、ここでも180円に対する消費税の上乗せがされておられませんけれども、これはどういう解釈であるのか。

さらに、第47条及び第48条の名寄市準用河川管理条例の一部改正、名寄市普通河川管理条例

の一部改正では、別表第2の土地占有料などの記載にも消費税の上乗せはされておられませんけれども、その見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） まず、算出方法の考え方でありまして、今回私どもがまず一番に行いましたのは、いわゆる内税になっております原価をしっかりと出すということから始めております。そのために1.05で割り返しをして、そして正式な正しい原価をまずは出すということの作業から始めております。それで、その場は一番ポイントになるのが出した原価にもう一度1.05を掛けて、もとの数字に戻るかどうかでございます。もし戻らないということであれば、これは正式な原価ではありませんから、私どもはそういう判断のもと、考え方を統一しながらやりまして、一定程度端数処理、1円を加えてもう一度1.05を掛けまして、そして円未満を切り捨てという形でやりましたので、そしてもう一つは、やはり1.05で割り返して、そのままいわゆる端数処理が必要ないものもございますので、これこの間内税でそれぞれ料金体系決めてきた、まさにその税金のなせるわざと。消費税のなせるわざで、こうした料金体系になっているという判断のもとで、考え方としては議員御指摘とおりの2通りの考え方が一度に混在をしているという、そんな形になるかと思っておりますけれども、原価を正式に導き出すという考え方からすると、私どもとしてはこれは1つ統一された手法であるというふうに考えておまして、今回の算出方法では問題はないというふうに考えています。

それから、市民会館のお話もございまして、今回私どもが条例提案させていただいた中身としましては、すべからく現在の条例をそのままとしながら、そこで設定をされております、いわゆる別表で設定をされております料金のみに対して消費税の案分をかけていくという、そんな手法をやっております、条例そのものにある種手を加

えるというようなことは一切行っておりません。しかしながら、今御指摘のありましたとおり市民会館の食堂につきましてはもう数年にわたりまして使用の実態がないと。それを改めてまた議会で議決をいただくという、その辺の申しましたら違和感、まさに私どもも持っております。そういった意味では、今回条例の改正には至っておりませんが、市民会館につきましては施行規則を持っておりまして、その施行規則の中で現状の対応と合わない部分については一定程度整理が必要という判断もちょっとありましたので、施行規則の中で当面の間ということで、食堂スペースにつきましては通常の貸し室、貸しスペースとしての扱いで整理をさせていただいております。これ市民会館につきましては、一定程度役割を終えまして、今後市民ホールができた後に当然取り壊しというのがございますので、これは当面の間そんな施行規則の中で対応させていただいて、現状運用としては問題ないような形で整理をさせていただいております。

それから、文言の説明ということで、括弧でくくった後にまた新たに言葉が続くというところが1つございますけれども、私どもこの件に関してはうちの法制担当のほうもちょっと調べておりましたけれども、合併以降、これは以前からでありますけれども、旧名寄市の条例の中で同じようなくくりで文言整理をさせていただいているところ、条例が実はほかにもございます。例えば名寄市営球場条例でありますとか、それから名寄市テニスコート条例でありますとか、実は結構ございまして、これ慣例的に名寄市が使っていたということでありまして、それは現状法制の段階では踏襲をしたということでもあります。これ実際にそういう法整理をするに当たり、条例の整理をするに当たりまして、当然第一法規含めて確認をさせていただいております。扱いとしては一般的ではないということではありますが、法的には問題ないと。条例の意味としてしっかりわかれば問題はなしと

いうような、そんな判断もいただいておりますけれども、この間合併以降それぞれ旧風連町、それから旧名寄市が抱えていた条例のいわゆる立て方含めて、ある意味そのまま踏襲しながら現在の条例に至っているという部分も結構実はございます。これにつきましては、使用料等の見直しにつきましては新市として平成28年まで一定程度考え方を統一をして示させていただくということも申し上げておりますけれども、こうした整理の一環としまして、こうした条例の立て方としてある意味少し整理をさせていただくということも視野に入れて今後対応させていただければというふうに思います。

それから、25円のお話もございましたが、実は今回の条例提案に当たりましては基本的に消費税が加算をされて料金が変わるもののみ提出をさせていただいております。そういったことでいきますと、25円はこれ割り返しの計算をしていきますと25円九十何銭という形にもなりまして、いわゆる切り捨てると。1円未満切り捨てますと25円そのままということになりますので、これにつきましては今回消費税が織り込まさっても料金としては変わらないということで、今回の条例にはのせておりません。そういったものが多数ございます。

それから、ごみ処理に係る粗大ごみのお話でございしますが、これどうしても条例の説明としては非常にわかりにくいというところで、これは大変申しわけないのですが、例規類集の別表、改めてちょっと見ていただければと思いますけれども、別表にて定める金額という項目が別表のほうに載っております。ここに実は206円置くという意味でございまして、それから、別表の第2のほうで削るというのは、いわゆる取り扱い区分、それから指定ごみの処理券の枚数、これ粗大ごみの形によりまして指定ごみに係る処理券の枚数が1枚とか2枚とかというふうにもなるわけですが、ここを削るということではなくて、その隣に手数料

の額という項目がございまして、ここのところを削らせていただくという意味でございます。そして、あわせまして備考のほうには今回全体的な先ほど説明させていただきました対応としまして10円未満を切り捨てるという、この基本的な考え方も織り込まさせていただいておりますので、これにつきましては備考の欄に改めて入れさせていただいているというところであります。

それから、水面のお話もちよつといただきまして、これ180円ということで、変わっていないのではないかとということであります。これ実は課税と非課税の区分がございまして、1カ月未満占有される場合については、これは土地の場合もそうですけれども、いわゆる課税の該当になります。これ消費税法の中で実は説明をされております。それで、1カ月を超えるものについては初めて非課税ということでありますので、今回180円が変わらないというのは1カ月を超えるということで、非課税対象になっているということで変わってはいないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務部長（扇谷茂幸君） 失礼しました。準用河川につきましても基本的には今と同じということでありまして、1カ月を超えるものは非課税ということになりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、やっぱり算出の仕方が今総務部長御説明いただいたことであると、結局は今の使用料なり料金が基本になると。つまり今の料金を1.05で割って、1.05掛けてもとの料金に戻して、合わなかったら今の料金に調整をして出すというのだったら、初めから今の料金に1.03を掛けたほうがストレートにお金が出てくると考えるのが、それが一番わかりやすい。割って原価を出して、原価からこうやってやってやっていると合わないから、もう一回それを整えてもとに戻

して、またそれで出していくというからこんがらがってくるので、だからそのやり方が正しいやり方だと思うので、一般市民の皆さんにとっては単純に今の料金は1.05、要するに消費税の5%がかかった料金が掲載されているなら、これに1.03を掛けたら一定程度出るだろうと。そうしたら、金額は違うものが出ると。例えばそれでやっていると、極端なあれですけれども、0.9円、90銭であっても切り捨てるのと、10円以下だったら。ところが、1銭でもある意味では超えていたら切り上げて入ってくると。そういう何かわかりづらいようなシステムになってきているので、それ正しいのだと思う。間違っていないと思うのですけれども、もうちょっとわかりやすく御説明をいただければと思います。

市民会館の部分については、誰も今あそこで食堂をやっているとは思っていませんし、私どもも市民会館は要するに大ホールがやっているときの楽屋だと。時には、大きいステージになってくれば食堂の部分も、ある意味では食堂ではあるけれども、食堂スペースではあるけれども、控室として使うかもしれないから、この料金に入っているのだと解釈はできますけれども、その辺も一定程度丁寧にされたほうが規則の中で運用されるのなら、その辺も明確になってわかりやすくしていくほうがいいと私は思いますし、とにかく文言の関係もそうですけれども、やっぱり条例は要するにプロである職員の皆さん、あるいは我々みたいな常に接するような議員がわかるものでなくて、一般の市民の皆さんが見てわかりやすいというのが条例の基本だし、だから今言われたような条例主義というのが言われているのは、それ規則や要綱ではなくて条例に盛り込むというのはそういう意味では重要だというふうに言われているのだと思いますので、余り同じ名寄市の条例の中にあっちにもこっちにも、こっちもあっちもというのは、28円というのは一つの目安だと思いますけれども、できればなるべく早くわかりやすく統一され

る取り組みをぜひ行っていただきたいと思います。

25円のものわかります。ただ、今の説明でうちのほうでもいろんな協議をした中で、1つやっぱりわからないのがあるのです。この説明もやっぱりしておかなければいけないのは、第27条、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正で、別表第1中20円を21円とするという。消費税かかっているのです。だから、25円以下は全部かからないので、これはかけませんでしたという説明は当たらないと思うのです。いろんな理由があってここはかかっていると思います。これ気がついている議員もいらっしゃると思いますけれども、やっぱりその説明もちゃんとされたほうがいいというふうに思いますので、あとのほうはわかりました。別表の部分の読み方と非課税の部分についてはわかりましたので、今言った3点について御答弁いただければ。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 現行料金に5%の消費税が入っていますので、それに3%の税を上積みすると5%の消費税にさらに消費税が3%上積みされるということで、利用者側にとっては端数切り上げになってしまって不利益をこうむることがありましたので、それと今後の消費税増税の考え方が現行のところ8%で、状況を見ながら1年半後には10%と。年金財政をどう整えるかという形でいうと、恐らくヨーロッパ並みというのでしょうか、10を超えて12とか13とか、場合によっては15を超えて17、18とかということで、多分その辺がターゲットになっていると思いましたが、基本的には消費税を掛ける原価ということで、それを出して明確にすることのほうが望ましいということで、一旦その辺の数値をしっかりと押さえておく必要があるということで、今回そのような提案をさせていただきました。平成元年と9年ということで、3%、5%ということでやったのですけれども、そのときの書類を見ても結果しかないのです。そして、その後

平成14年だと思うのですけれども、ごみの手数料が出てきました。そういう面でいうと、先ほどの20円で問題になったのはもともと原価についてはベースが80円でした。袋の大きさによって半分の40円と。さらに、そこからもっと小さくする袋として20円とやったのです。20円を1.05で割り戻しますと19円九十何銭かになって、1.05を掛けても戻らないのです。20円に1.05を掛けると21円なのです。そういう計算を平成14年当時にやらないで、まず80円、半分だから40円、40円の半分で20円と。それが全部税込み表示という形でやったものですから、そのところを21円であるところを20円にしまして、今回の計算でいうとそこに1.08掛けますので、ベースが20円とすると21円60銭ということになりますので、今回はそこは本来の正しい姿に戻させていただきましたということでありますので、ちょっと先ほどの説明で全てのいろんなたくさんの方のケースあったものですから、そこから外れた例外として改めて説明させていただいて、御理解を賜りたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 市民会館のお話もございまして、それで今申し上げましたとおり実態といわゆる使い方が乖離をしている部分がございます。このところは、今回の条例の中で整理をしますと、それに類するものも含めて全て条例本体をいじらないといけないというところもございまして、この時間のない中で一定程度しっかりした消費税に係る周知期間を持ちたいという私どものこれまでの作業のそんな事情もございまして、これにつきましては新たに期間を設けまして、やはり条例の文言整理も含めてさせていただきながら、いわゆる旧風連町、旧名寄市の条例の整合についてもぜひしっかり対応させていただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) それぞれわかりました。次回来年度の10%になるかどうかというのは、景気動向もあるけれども、もし10%になったときは今回の計算方法が一つのベースとなって計算をしていってよろしいということですよ。その基本だけ確認をさせていただいて、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 今回の原価を定めるということ、明らかにするということで、消費税の将来の引き上げに対しても対応できるということで考えていますので、それで進めたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川村幸栄議員。

○1番(川村幸栄議員) 私からは、2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

今の佐藤議員の27条の廃棄物の問題はよくわかりました。これ私も随分悩んだところでした。

私は、今市民負担増についてどのように考えられているのかについて伺いたいと思います。これは、喫緊の資料なのですが、総務省の家計調査2012年平均から試算されているのですが、収入200万円以上250万円未満の方々にとって消費税8%、年収に比率で負担率が7.6%になっています。1,000万円以上の方、これが1,250万円未満で名寄市にはどのくらいの方がいらっしゃるのでしょうか。比率でいうと3.1%というふうになっていて、これは逆進性がさらにあらわになってきているということだというふうに思います。さらに、年間の賃金が200万円以下で働いている方々がこれは国税庁の資料からつくっているのですが、1,000万人超えています。年々上がっていますし、そして年間の平均賃金の推移で見ますと1998年ぐらいがピークだったのでしょうか、これも厚生労働省の資料からつくっているのですが、年々下がってきています。近い数字でいうと年間平均賃金377万円というふうに出されていて、本当に大変な暮ら

しをしている中で、今回国が定めた8%の消費税増税ですけれども、これをどうしても市民に負担をしてもらわなければならないのかどうか、この部分を非常に懸念をしています。

もう一つは、第40条のピヤシリスキー場の条例にかかわってでありますけれども、例えば今さきの一般質問の中でも出されていましたが、日進地区の開発ということで振興に取り組んでいるという中でありますけれども、これを見てもとピヤシリスキー場リフト券は300円を308円ですから、300円ということになりますけれども、宿泊6,000円を6,172円、そして浴場500円を515円に改めるというふうになっています。たくさんのお客さんに、市民にも来てもらいたいし、市の外からも来ていただきたいと思っているときに消費税が上がるからということにここに転嫁するということ、転嫁、先ほど指定管理者の部分の御説明もありましたけれども、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 今回の消費税の関係につきましては、初めてのケースではなくて平成9年に5%になったものについて消費、サービスの提供に伴って利用する方々に3%の増税分を負担していただくという形になっています。これの財源の使途につきましては、今現在1,000兆円の国、地方を超える長期債務残高を抱えながら、私たちの子供や孫たちに将来の借金の返済を押しつけるような形の財政運営が果たして望ましいのかどうか、こういう観点と少子高齢化でふえ続ける、やっぱり高齢者、介護、医療、それから子育てについても一定の財源を付与して、より福祉施策の充実もしたいという話であります。その中でももし市がかけないとした場合に、例えば下水道料金、上水道料金についても事業会計でやっている関係上、かけなくてもその分の負担をさせられて、実質市民の皆さん方からいただいた料金でできる

仕事の数が減ってきてしまう、こういう状況でもありますので、これまでと同じような形で税の転嫁をお願いしようとするものです。ただ、議員がおっしゃるようにこれだけデフレが続いてきていて、5年間も6年間も賃金が上がるどころか正規職員から非常勤職員に切りかわっている状況の中でいかなものかということについては、私自身もやはり景気が少し回復をして、少なくともわずかでもいいから定期昇給があるような社会が望ましいのではないかなと思っています。そういう状況の中で今回の国の政策としては、平成9年と、同時に簡易給付という形で、十分とは思っていませんけれども、簡易給付で1万円と。年金生活者についてはさらに5,000円を上積みをするという形での、少ないかもしれませんが、対策は打たれている中で、片一方では制度を市が協議をして26年4月以降ベースアップが少しでもできるように、いいほうに経済を回していくという一つの方策もワンセットになって進められておりますので、この辺では十分な対応かどうかは別にしましても、今公明党さんを中心にしなが、児童手当受給者についての増額もどうかと。それから、できれば10%のときには軽減税率の適用もついてということで、できるだけ低所得者の人方に対する一定の配慮をもっと充実させるべきだという御意見もあって、今現在進行形でお話が進んでいるのではないかなという情報も得ておりますので、そういう部分の政策全体を考えまして、消費税は全国的に遍在性の少ない税財源でもありますので、用途が社会保障費の維持、拡大ということでもありますので、この辺については一般税で賄わないで、利用する皆さん方に御負担を願うと、そういう考えでありますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 将来への借金をつくらないうことで、今国は借金財源がある中で消費税をふやしていくというような国の、政府の代

弁をしていただいたように感じましたけれども、私は一般質問でもさせていただきましたけれども、あらゆる社会保障への負担が次々にされていると。もういち早く生活保護者への削減は進んでいますし、介護保険料もそうです。医療費の負担も増です。ですから、私は軽減税率も消費税を増税しておいて軽減税率というのはないのではないかなというふうに思っています。もちろん食料品だとか、また例えば報道の新聞だとか、そういったものに対する税をかけないというやり方は、私はいいとは思うのですけれども、しかし消費税を増税しておいてこういうやり方はないのではないかなというふうに思っています。先ほども紹介したように、逆進性が非常に強くなってきていると。これが今おっしゃったように10%になると、さらに負担が200万円台の方々でいうと年収に比して9.5%も負担になってきて、ほとんどが生活費に、収入が生活費として出ていくわけですから、こうした方々の暮らしがますます大変になってくるというふうに思っています。

あと、全ての事業に対して転嫁がされているわけですが、やはり事業や、また一般市民の皆さん方の暮らしにかかわる部分で大きく圧迫するものにはかけないという方策もあったのではないかなというふうに思っています。今まで3%、5%になっていったときにかけてきたから、今回もかけるということではなくても済むのではないかなというふうに感じているところですが、この部分について再度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 市の使用料、手数料全てに消費税がかかっているわけではなくて、非課税項目については国として一定のルールをつくってございまして、医療費であるとか大学の授業料等についてはその顕著な例でありまして、各種証明手数料についても同じような扱いになっていると思っております。先ほど言いましたように、国の税制体制の中でどのような形で住民の皆さん、国

民の皆さん方に御負担願うかということとこの消費税も地方消費税と国の消費税とワンセットになっておりまして、今回消費税がふえた分は地方の固有の財源の地方交付税のほうにもカウントされるということになっておりますので、この辺はできるだけ低所得者に対する温かい救済措置というか、そこは国のほうで考えてもらわなければならないものの、やはり不足する分については施設を利用しない、サービスの提供を受けない一般の市民の方々に負担が覆いかぶさる形にもなりますので、この辺はしっかり受益者負担の考え方の中で施設を利用する方々、サービスの提供を受ける方々に御負担をお願いしたい。その使用料自体も少なくとも最低でも5%程度、それから多くても、スキー場関係が一番多いのかもしれないけれども、30から35と。基本的には、ごみ使用料とか、ごみ手数料とか、パークゴルフ場の使用料については議会とも相談した中では25%でというような話もさせていただきましたので、できるだけ一般税で賄える部分は賄いながら、受益者負担の考え方で負担願っている分について、かかる消費税については受益者の皆さんにお願いをしたいと、こういう考えでありますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 最初の質問の中で、ピヤシリスキー場の条例の一部改正の部分で、6,000円が6,172円に、500円を515円にということで御提案をしておりますけれども、この部分については利用料金の上限を指しているものでありまして、川村議員御存じのとおりピヤシリ温泉についてはここで上限500円と。旧条例でいくと500円と言っておりますけれども、現在は400円ということで、それ以内の料金設定をさせてやっておりますので、その辺については上限を設定させていただいているだけだということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今の件は理解をさせていただきます。

また、全てにというところはちょっと私も勘違いをして言ってしまいました。非課税の部分もあるということですのでけれども、ただ何回も言いますように税の徴収の仕方が満遍なくというふうに言われますけれども、私はやはり逆進性の強い消費税によって税を皆さんから負担していただくというのはあってはならないというふうに思っていますので、またいろいろ御苦労されながらこの計算もしていただいたのだというふうには思いますけれども、しかし市民負担をさらにふやさない方策というのもぜひ検討していただきたい、そのように思います。国からの地方消費税も入ってくるということでしたけれども、その点についてもさらなる負担が大きいわけですから、決算のときにも指摘させていただきましたけれども、やはり地方も、そして地方に住む国民もみんな負担が大きいのしかかってきているということを私は強く申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(黒井 徹議員) 起立多数であります。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第4 意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書、意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書、意見書案第3号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第5 報告第1号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 4時36分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 大石 健二

署名議員 植松 正一